

財 営 第 5 0 号  
住 公 第 7 0 号  
森 保 第 9 2 8 号  
建 業 第 6 5 号  
平成 28 年 5 月 24 日

各部局長 様  
交通基盤部各課長 様  
交通基盤部各出先機関の長 様  
各農林事務所長 様

経 営 管 理 部 長  
く ら し ・ 環 境 部 長  
経 済 産 業 部 長  
交 通 基 盤 部 長

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)

県発注工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和については、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(平成 26 年 3 月 28 日付け財営第 321 号、住公第 470 号、建業第 240 号)により取扱いを通知したところであるが、このたび「建設業法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 192 号)の施行に伴い、工事現場ごとに専任で技術者を配置することが必要となる建設工事の請負代金の額が引上げられたため、県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて通知する。

なお、「県発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(平成 26 年 3 月 28 日付け財営第 321 号、住公第 470 号、建業第 240 号)は廃止する。

## 記

### 1 常駐義務を緩和する場合の判断基準

県発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始さ

れるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。

- (2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。

ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。

\* 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

## 2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼任が可能となるが、県発注工事において兼任を認める場合は、原則、次の(1)、(2)のいずれかの場合とする。

なお、いずれの場合も、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと及び県発注工事と県以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、県以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

- (1) 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は、次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、原則2件とする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

\* 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

- (2) 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額も3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

- ア 兼任しようとする工事の件数は、原則3件までとする。
- イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。  
具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。
- ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

\* 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額(税込)による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

### 3 現場代理人の兼任申請

- (1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

- ア 県発注工事間で兼任

県発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)により、それぞれの発注者に申請させること。

発注者は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書」(様式2-1)又は「現場代理人の兼任否認通知書」(様式2-2)により兼任の可否等を通知すること。

申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の発注者に通知書の写しを提出させ、発注者は兼任をしようとする他の工事の発注者の承認を受けていることを確認すること。

- イ 県発注工事と県以外の機関の発注工事との兼任

県発注工事と県以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)により申請させること。

発注者は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(打合せ記録等)の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

### 4 入札公告、指名通知書等への記載

県発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本通知によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本通知により難しい場合は、建設業課と協議すること。

担当 建設支援局建設業課指導契約班  
電話 054-221-3059

様式 1

# 現場代理人の兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所  
氏名

印

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

## 記

受注者名			
現場代理人氏名			連絡先
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる事項又は施工に当たり相互に調整を要する事項	* (3,500万円) (建築一式は7,000万円) 以上の場合に記入		
兼任を申請する工事 (工事 1)  請負金額 (税込) ¥	工事名		
	工事箇所		
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	発注機関名		
	監督員		
工事 1 と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事 2)  請負金額 (税込) ¥	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	兼任しようとする工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約
工事 1 及び 2 と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事 3)  請負金額 (税込) ¥	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
	兼任しようとする工事現場間の所要時間	工事 1 から	約

	間 (直線距離)	工事 2 か ら	約 分 ( Km)
--	-------------	-------------	-----------

- \* 契約書の写しを添付すること。
- \* 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（現場代理人の兼任承認書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））を添付（又は後日提出）すること。

## 現場代理人の兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

### 記

#### 1 兼任を承認する工事

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事 1)	
工事 1 の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事 2)	
工事 1 及び 2 の現場代 理人と兼任を承認する 他の工事 (工事 3)	

#### 2 条件

- (1) 兼任を承認する工事（工事 2 又は工事 3）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

様式 2-2

## 現場代理人の兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事 1)	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼任を 否認する他の工事 (工事 2)	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人の 兼任を否認する他の工事 (工事 3)	
理由	

<参考>

## 現場代理人の兼任が可能なケース

次のケース 1 又はケース 2 の場合、現場代理人の兼任が可能

<注意事項（ケース 1、2 共通）>

- ・ 建設業法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではない。
- ・ 県発注工事と県以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合は、県以外の機関の規定等により兼任が認められない場合がある。

[ケース 1]

兼任しようとする工事に3,500 万円（建築一式は7,000 万円）  
以上の工事が 1 件以上含まれる場合

工事 A（土木一式）  
3,500 万円以上



工事 B（管）  
金額は問わない

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 原則 2 件
- 2 工事現場間の距離が 10 km 程度
- 3 工作物に一体性若しくは連続性が有り又は施工に当たり相互に調整が必要
- 4 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能

[ケース 2]

兼任しようとする工事すべて3,500 万円  
（建築一式は7,000 万円）未満の場合

工事 A（土木一式）  
3,500 万円未満



工事 B（建築一式）  
7,000 万円未満

工事 A（電気）  
3,500 万円未満

<下記要件をすべて満たすこと>

- 1 原則 3 件まで
- 2 最も遠い工事現場間の直線距離が 20 km 以内、かつ、移動時間が概ね 20 分以内
- 3 工事現場に速やかに向かう等の対応が可能